

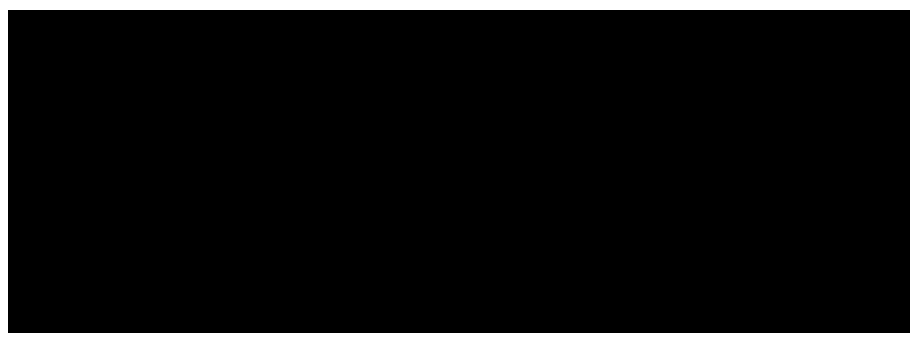
ご連絡書

前略 当職は、株式会社SAMURAIの依頼を受けて、貴協会の2022年10月6日付け書面以降のやり取りに関して、以下のとおりご連絡します。

SAMURAIは、ご指摘を踏まえ、8日間の申込みの撤回等を可能とする旨の定めを設け、解約にかかる条項を修正します。まず、9条1項につきましては、「本サービスは、特定商取引法に関する規定にかかわらず、SAMURAIが契約内容を明らかにする通知を行ってから起算して8日を経過するまでは解約を申し出ることができる。この場合において、顧客がSAMURAIに既に支払った金銭があるときは、SAMURAIは顧客に対して返金する。」との趣旨の条項に11月中に改定する予定です（契約条項については今後詰めていく中で若干の修正等がある場合がありますが、その場合も、特定商取引法で定められるクーリングオフと同内容の解約権を規約上で付与するとの趣旨についての変更はなく、表現上の変更を伴いません）。その他の対応時期については、顧客及びサービスの性質を踏まえた事務体制の構築、及び同業・顧客サービスにかかる関連事業者との調整の必要性を踏まえ、年内の構築・調整を目途としております（なお、修正前の時点においても、消費者契約法をはじめとした法令は、従前どおり当然のこととして遵守してまいります）。

早々

2022年11月9日



〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

会長 金 晃 殿

複写



この郵便物は令和4年11月9日
第13368993960号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：G00307469000100001号

